

# 試行運用

令和2年4月1日

## 予定価格の算定に使用する設計単価の公表について

建築工事における設計単価については、従来、入札公告時点では非公開として取り扱ってきましたが、入札に係る積算条件の一層の透明性・公平性確保のため、また入札参加者の適正・迅速な見積りに供するための参考資料として、下記のとおり一部公表の試行運用を行います。

### 記

#### 1 公表する対象工事

- (1) 工事費の種別及び区分（建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事）のうち、建築工事の一部工事を公表の対象とする。

#### 2 公表する単価

工事内訳書のうち、直接工事費を構成する次の細目別内訳書の設計単価。

- (1) 製造業者、専門工事業者等の見積りを参考とした設計単価

#### 3 公表の方法

積算情報等調書に別紙として添付する。

#### 4 適用対象の期日

令和2年4月15日公告の工事から適用する。